

厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

日本原水爆被害者団体協議会  
ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国原告団  
ノーモア・ヒバクシャ訴訟全国弁護団連絡会

## 声 明

### ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟・大阪地裁判決について、控訴断念 を求めるとともに、認定制度の抜本的な改善を求める。

- 1 本日、大阪地方裁判所第2民事部（西田隆裕裁判長）は、ノーモア・ヒバクシャ訴訟について、近畿訴訟の2012年3月の2人、2013年8月の8人、2014年3月20日の4人、2014年5月9日の2人、熊本訴訟の4月23日の5人に続いて、原告7人中4人について厚生労働大臣の却下処分を取り消す勝訴判決を言い渡した。

勝訴原告は、甲状腺機能低下症の4名であるが、判決は、「低線量域も含めて、一般的に（放射線起因性を）肯定することができる」とした。

なお、敗訴した原告については、申請疾病である狭心症や心筋梗塞の放射線起因性自体は認めたとにもかかわらず、不当に他原因を強調したものである。

また今回の判決は、「2013年12月16日の新しい審査の方針(25年新方針)」についてはじめて原告被告間で正面から論争がなされたうえで下された判決であるが、今回勝訴した4人の原告のうち3人は、同方針の積極認定に関する被爆距離ないし入市時間の基準に該当しない原告である。

このことは極めて重要であり、本判決が上記3人を勝訴させたことは、司法が「25年新方針」を事実上否定したことを意味するものである。

- 2 厚労省は、新しい審査の方針を策定し、かつ2009年8月6日に「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」を締結したにもかかわらず、みずから策定した「新しい審査の方針」の運用を狭め、原爆症認定行政を後退させている。このような姿勢は「25年新方針」の改定によってもまったく変わることがないことは今回の判決で明確になった。

今回の判決は、この国の後退する原爆症認定行政を痛烈に批判し、かつ司法と行政の乖離がまだまだ埋められていないことを明確に示す内容となっている。

- 3 原爆症認定集団訴訟以来の司法判断の流れに沿う今回の大阪地裁判決に対して、厚労省は控訴を断念し、重い病気で苦しんでいる原告に対する早期救済をはかり、原爆被害に対する償いをはかるべきである。

加えて国は、これまでの多くの判決の趣旨に沿って認定制度の抜本的な改善を行い、司法判断と行政認定の乖離を直ちに埋める必要がある。

そして、国が19万余の被爆者が生きているうちに、被爆70年を期して、原爆被害に対する償いを果たすことこそが、核兵器をなくすという人類の取るべき道を進めることになる。